

令和7年度 石川県会計年度任用職員（障害者支援員）の募集案内

総務部人事課

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間 非常勤職員	本庁 (金沢市 鞍月1-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県で任用されている障害者に対して、定期的な面談を行うなど、職場適応のために必要な職業生活全般にわたる指導・助言を実施 ・ 所属人事担当者に対して、障害者の障害特性に応じた雇用管理等に関する指導・助言を実施 ・ 障害者に対する理解を深めるための職員向け研修の企画・運営 <p>※状況に応じて、組織外の関係機関（厚生労働省や石川労働局、石川県内の公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）との連携を図る</p>	1名

2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
勤務時間	原則として月に13日勤務。1日の勤務時間は、7時間45分（8時30分から17時15分まで（休憩時間は12時から13時まで））
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬等	報酬時給1,498円 ※その他、期末手当（R7年度6月期：0.375月、R7年度12月期：1.25月）、勤勉手当（R7年度6月期：0.315月、R7年度12月期：1.05月）、地域手当3%相当額、通勤手当相当額が支給されます。 ※条例改正等により変更される場合あり
休暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇等
社会保険等	地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 （例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

- (1) 普通自動車運転免許必須（公用車を運転しての外出用務有）
- (2) 下記のいずれかの経験を有する者としてします。
 - ・ 職場適応援助者養成研修修了者で実務経験 1 年以上
 - ・ 精神保健福祉士又は臨床心理士有資格者で実務経験者
 - ・ 障害者等の職場適応支援の実務経験 3 年以上
- (3) 次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しないこと）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参、郵送又はメールにて送付してください。

（宛先）

〒920-8580

石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部人事課福利厚生室 会計年度任用職員（障害者支援員）募集担当

※持参又は郵送の場合は封筒の表に、メールの場合は件名に「石川県会計年度任用職員（障害者支援員）希望」と明記してください。

5 応募期間

随時

※人事課福利厚生室窓口での受付時間は、9 時から 17 時 45 分までとなります。

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

(2) 面接日

面接日時及び会場は、応募用紙確認後 1 週間以内に、応募者にご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後 1 週間以内にご連絡をします。

7 その他

- ・ 提出された書類は一切返却しません。
- ・ 提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>
石川県総務部人事課福利厚生室
〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1
TEL 076-225-1254
FAX 076-225-1249
Mail e100500pref.ishikawa.lg.jp